

5地域の食材を活用した魅力創出ワークショップ運営事業業務委託契約に係る企画提案競技実施要領

1 業務の名称

5地域の食材を活用した魅力創出ワークショップ運営事業業務委託契約

2 業務の目的

吉田地域、桜島地域、喜入地域、松元地域及び郡山地域（以下「5地域」という。）への関心と訪問意欲を高めるため、市内の高等学校の生徒とのワークショップを通じて5地域の食材を活用したレシピの考案などによる5地域の魅力の創出と発信を図る。

3 業務の概要、仕様

(1) 実施時期

契約締結の日～令和5年9月30日（土）

(2) 業務内容

別紙1「仕様書」のとおり

4 予算額

本業務の委託見積限度額は、次のとおりとする。なお、金額については、予算の上限であって契約額ではないので、留意すること。

930千円（消費税及び地方消費税額を含む。）※ただし、ワークショップに係る食材費等の自己負担額については、発注者受注者で協議の上、ワークショップ参加者から徴収することが出来る。

5 企画書の提出

以下の項目について、別紙1「仕様書」を満たす内容とし、できるだけ詳細に記載するものとする。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書
- ② 費用見積明細書（様式第5）
- ③ フードコーディネーター2級以上の資格又はこれに類する資格の認定証などの写し

(2) 企画提案書の記載内容

項目	提案内容
実施内容	ワークショップのテーマ（考案するレシピのテーマ）、スタイル及び開催時期・期間・所要時間、講師の候補者等の情報、参加者に対するサポート体制、その他関連情報
実施体制	業務遂行の体制、業務スケジュール
実施効果を高める工夫	5地域の魅力をより効果的に発信できるレシピの考案のための工夫・仕掛け

(3) 形式等

① 形式

原則としてA4版縦、横書き、左綴じ、両面印刷とする（着色可）。
※書類はステープルや製本テープ等で留めず、クリップ留めにて提出

② 表紙

企画書の表紙には、宛名「鹿児島市長」、タイトル「5地域の食材を活用した魅力創出ワー

クシヨップ運営事業業務企画書」及び提出年月日を記載する。ただし、正本1部のみ住所、会社名及び代表者名も記載すること。

※副本には、企業名、所在地、社章、写真、画像等の企業名が分かるものは記載しない。

(4) 企画案数

提出業者1社につき1案（共同企業体にあつては、1共同企業体につき1案）とする。

(5) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

(6) 提出期限

令和5年4月7日（金） 午後5時15分まで（必着）

(7) 提出先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市市民局市民文化部地域づくり推進課振興企画係（東別館2階）

電話 099-808-2815

(8) 提出方法

郵送又は直接持参

※持参の場合は土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

※郵便の場合も提出期限まで必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

(9) 無効となる提案

提案が以下の条件の一つに該当する場合には無効とする。

- ① 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
- ② 本要領に違反している又は適合しないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 提出書類について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの又は不明確なもの
- ⑤ 本要領に定められた以外の方法で、関係者に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- ⑥ その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

6 委託業者の選定方法

委託業者の選定は、参加資格を確認した上で、鹿児島市市民局市民文化部契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書とプレゼンテーションの内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い、最適な業者を選定する。なお、企画提案書等提出者が多数の場合は、プレゼンテーション審査の前に書類審査を実施する。また、プレゼンテーションについては省略する場合がある。

(1) プレゼンテーション審査

提出された企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーション審査を行う。

① 日時：令和5年4月13日（木）（予定）

② 留意事項

- ・開催日時、場所等の詳細については、別途、通知する。
- ・プレゼンテーション審査において使用する資料は、「5(1) 提出書類」で提出した書類を使用することとする。

(2) 審査項目

- ① 企画提案書の提案内容
- ② 見積額及び費用の妥当性
- ③ 総合評価

(3) 選定結果

契約予定者決定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとし、結果についての異議申し

立ても受け付けない。

なお、一定の評価基準に達しないなど適切な提案がないと判断される場合には、契約予定者の決定を行わないことがある。

(4) 結果通知

選定結果通知については、個別に文書で通知する。

8 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

なお、予定とあるものはおおむねの日程を示すものである。

内容	日時等
告示	令和5年3月9日(木)
質問受付	令和5年3月20日(月)午後5時15分まで
参加申込書提出	令和5年3月20日(月)午後5時15分まで
質問回答	令和5年3月27日(月)まで
企画提案競技参加決定通知	令和5年3月27日(月)まで
企画提案書提出	令和5年4月7日(金)午後5時15分まで
プレゼンテーション審査	令和5年4月13日(木)(予定)
プレゼンテーション審査 結果通知	令和5年4月14日(金)(予定)
契約締結	令和5年4月中(予定)

9 業務の委託方法

- (1) 選定委員会で選定された企画提案競技参加者に対し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する(随意契約)。
- (2) 仕様書は、選定された提案を基に業務実施の具体的方法について、協議、調整を行い、作成する。なお、業務の実施にあたっては、鹿児島市と十分協議して進めることとし、企画案に関する必要な修正については必ず応じること。
- (3) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- (4) 契約予定金額
予算の範囲内において、あらためて契約予定者と見積り合わせを行う。

10 留意事項等

- (1) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合は、参加資格を失う。
- (2) 選定された企画提案書の企画提案をそのまま採用とするわけではない。
- (3) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 審査書類提出から契約締結までの間に、参加資格要件に該当しなくなった場合は、失格とする。
- (5) 書類の提出以降、入札に至るまでの間に、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止を受けた場合は、入札に参加できない。また、落札決定後、契約に至るまでの間に、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わない。
- (6) 企画提案競技において虚偽又は不正があったと鹿児島市が認めた場合は、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (7) この業務委託は、令和5年第1回鹿児島市議会定例会において、令和5年度鹿児島市一般会計予算議案が可決されなかった場合は無効となる。